

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

岩手県二戸郡一戸町

2 構造改革特別区域計画の名称

公設民営型小規模多機能福祉特区

3 構造改革特別区域の範囲

岩手県二戸郡一戸町の全域

4 構造改革特別区域の特性

当町は岩手県の内陸北部に位置し、総面積 300.1 k m²であり、冷涼な気候など特徴的な自然条件を克服し、また活用するなどにより農業を基幹産業として発展してきた町である。

人口は平成 15 年 5 月末現在で 16,407 人であり減少傾向にある。

65 歳以上の高齢者は 4,903 人で高齢化率は 29.9%と県平均 22.8%（平成 14 年 10 月）を上回っている。今後もさらに高齢化が進み、75 歳以上の後期高齢者が増加し、介護を要する高齢者が急増する見込みである。一方、核家族化の進行、扶養意識の変化などによる家庭での介護能力の低下や介護者自身の高齢化など、高齢者を取り巻く環境は大きく変化しており、高齢者対策の充実は特に重要な課題となっている。

当町の介護保険施設は、特別養護老人ホーム 1 施設（定員 70 人）、老人保健施設 1 施設（定員 74 人）の 2 施設のみであり、この施設に町内出身者はそれぞれ 60 人及び 55 人の計 115 人が入所している。両施設とも常に満床であることから、町外の施設に 31 人が入所している。（15 年 5 月末現在）

現在、要介護 4 又は 5 及び障害を持ちあるいは一人世帯等の理由で緊急に施設への入所を必要とする高齢者は 52 人（待機者）であり、今後も増え続けていくことが予想される。さらに、町外入所施設も満床の状態にあり、利用も非常に困難となっていることから、特別養護老人ホーム等の整備をすることが急務となっている。

なお、当町を含む二戸地区広域市町村圏域の計画（岩手県高齢者保健福祉計画・岩手県介護保険事業支援計画）では、平成 19 年度目標年度の特別養護老人ホームの入所定員目標数は 436 人であるが、平成 14 年度末現在では入所定員は 376 人となっており 60 人の不足区域である。このうち当町が整備計画している特別養護老人ホームの定員は 20 人である。

このように定員 20 人の特別養護老人ホームの整備により、入所を必要とする高齢者（待機者）の一部を解消することとしているが、町が 20 人程度の小規模の特別養護老人ホームを整備して、町による経営では財政上運営が困難であると思われる。

そこで施設については町が整備を行ない、居宅サービス事業所として実績のある第三セクター（株式会社）に管理委託することで経費を節減し、経営の安定を図っていく必要があると考えている。

5 構造改革特別区域計画の意義

介護保険制度がスタートし、福祉サービスがより利用者本位の制度に見直されているなかで、限られた資金を効率的に活用しつつ、住民ニーズを的確に把握し、より質の高いケアの向上を図っていかなければならない。

当町においては、「第4次総合開発計画」及び「高齢者保健福祉計画」の施策のなかで高齢者が住み慣れた場所で、心身ともに健やかで、生きがいを持ち、温かいふれあいのもと、豊かな生活ができるよう「人にやさしい健康福祉のまち」実現を目指している。

この福祉施策の一環として特別養護老人ホームを平成16年度に整備することとしているが、本特区の設定により町が特別養護老人ホームを建設し、当該ホームを経営するために必要な経営基盤や社会的な信望等を有し、さらに民間の経営感覚を取り入れた第三セクター（株式会社）に経営を委託するいわゆる公設民営方式を採用することができる。

これによって高齢者のニーズに的確に対応することができるので、その意義は大きいものである。

事業の効率的、機能的な運営により福祉サービスの向上を目指して公設民営方式の採用を考えている市町村は全国的にも多いものと思われるので、本特区認定による事業の実施により、これら市町村の波及も見込まれる。

6 構造改革特別区域計画の目標

当町の計画では、町内の施設に115人及び町外の施設に31人入所しているものの、入所を希望する高齢者（待機者）が52人いることから、平成19年度目標年度までの介護保険施設の入所定員目標を174人（特別養護老人ホーム90人、老人保健施設74人、療養型医療施設10人）としている。

既存施設の定員は144人（特別養護老人ホーム70人、老人保健施設74人）で、未整備の30人については、平成16年度に特別養護老人ホーム（定員20人）、平成18年度に療養型医療施設（定員10人）を整備しようとするものである。

特別養護老人ホームの定員20人ということで、既存の居宅サービス事業所と併せて小規模多機能福祉施設としての整備、運営の実現を図る。

当町では、平成12年度に保健・医療・福祉が一体となったきめ細やかな地域ケアサービスを進めていくために県立病院に隣接して総合保健福祉センターを整備しており、ここを拠点施設として高齢者の健康、生きがい対策等に取り組み、総合的な相談体制の充実に努めている。この施設には町が中心となって設立した第三セクター

(株式会社)が事業所を開設し、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護等在宅サービスの事業を行っている。施設は町の中心地にあり、町民にとっては交通の便が良く利用しやすい環境にある。

この総合保健福祉センターの隣接地に小規模の特別養護老人ホーム(定員20人)を整備する計画である。既設の特別養護老人ホームは、町の中心地から8kmの距離にあり、満床で100%利用されているが、多くの町民からは交通の利便が良く、医療機関の近くであること、入所者や家族にとって利用しやすい町の中心地への設置を切望されている。

小規模の特別養護老人ホームでは、単独に社会福祉法人を設立し、経営していくためには町が直営で経営していくことと同様、採算が困難であると思われるが、町が中心となって設立した第三セクター(株式会社)に管理を委託することにより、現在行なっている第三セクター(株式会社)の在宅サービスの事業と併せて総合的なサービスを取り入れることができる。しかも、施設が隣接するために効率的かつ効果的であり、経費の節減が図られるなど健全経営が期待できる。節減による経費を他の福祉サービス充実のために活用するものであり、高齢者が安心して暮らすことができる地域づくりの実現を目指すものである。

その効果を全国的な波及が見込まれるモデルとして位置づけ、構造改革を波及させる一助とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

特区認定により、特別養護老人ホームを公設で設置し、第三セクター(株式会社)に管理委託することにより第三セクター(株式会社)の既存事業と一体的に合理的な運営管理ができる。

(1) 第三セクター(株式会社)で実施している在宅サービスと施設で行なうサービスを合理的に組み合わせ、小規模多機能施設運営ができるので、高齢者のニーズに即した対応ができる。

(2) 民間の運営手法を導入して、低コストの運営ができるため町の財政負担が軽減できる。

町が直営で経営する場合と比較すると年間20,400千円の人件費等の節減ができる。

(3) 小規模の施設を運営することにより、きめ細やかなケアプランの実施が可能となり充実した良質のサービスを提供できる。

(4) 特区全域の福祉サービスの充実と福祉従業者の雇用拡大に繋がるものである。

(5) 緊急に施設への入所を必要とする高齢者52人のうち3分の1程度が解消される。

(6) 特別養護老人ホームに隣接する総合保健福祉センター及び県立病院との連携の強化により機能回復訓練等を行ない、施設入所者の自立を支援して介護度を軽減するとともにできるだけ在宅サービスに移行する。

介護度を軽減する者を利用実人員の 30%を見込む。

施設サービスから在宅サービスへ移行する対象者を利用実人員の 30%を見込む。

8 特定事業の名称

地方公共団体の設置する特別養護老人ホーム管理委託事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

高齢者が住み慣れた場所で、心身ともに健やかで生きがいを持って暮らせるよう介護保険サービスや介護予防・生活支援（地域支え合い）事業、高齢者保健事業のサービスを一体的に提供するなど高齢者福祉の総合的な推進を図る。

（１） 高齢者の健康づくりの推進

高齢者の健康診査、健康教育、健康相談、訪問指導、機能訓練など健康管理体制を充実し、寝たきり・痴呆の防止に努める。

（２） 在宅福祉サービスの充実

利用者が必要なサービスを受けられるよう、ホームヘルパーの増員と資質の向上に努める。24 時間対応型のホームヘルプサービス体制を充実し、早朝、夜間の要望に対応していく。

デイサービス、ショートステイ等により利用者の要介護状態の軽減や悪化予防のための生活指導、機能訓練などを行ない自立促進のためのケアプランを提供していく。

生きがい活動支援通所事業、外出支援事業、日常生活用具給付事業など各種サービスについても要援護高齢者や介護者の実態とニーズに応じてその充実に努める。

高齢者の在宅での自立と介護の負担軽減を図るため、住宅改造費等に対する助成制度を行ない、高齢者にやさしい住まいづくりを推進する。

痴呆高齢者ができるだけ家庭環境に近い中で、小人数で共同生活を送ることができるよう平成 16 年度において痴呆性高齢者グループホーム（定員 9 人）を整備する。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別 紙

1 特定事業の名称

番号 907 - 2

地方公共団体の設置する特別養護老人ホーム管理委託事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内に町が整備する特別養護老人ホーム

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

4 特定事業の内容

平成 16 年度に国、県の補助を受けて小規模の特別養護老人ホーム(定員 20 人)を町が整備し、平成 17 年度の開設にあわせて株式会社結愛サービス公社に管理委託する。

管理委託する事業所の概要

株式会社 結愛サービス公社

資本金：2,500 万円

所在地：岩手県二戸郡一戸町一戸字砂森 93 番地 2

実施している主な事業と実績

訪問介護事業

訪問介護事業の利用実績は、利用延べ人員で 10,928 人、収入 28,320 千円となり前期比で 2,854 人、6,322 千円の増である。

訪問入浴介護事業

訪問入浴介護事業は、利用延べ人員で 558 人、収入 6,831 千円となり前期比で 148 人、1,354 千円の減である。

以前は訪問入浴を当日中止する者が 30%であったものを懇切丁寧な説明と事前情報を得る方法により、当日中止を約 5%と改善している。

通所介護事業

通所介護事業は定員 30 人で利用実績は、利用延べ人員で 5,163 人、収入 35,837 千円となり前期比で 748 人、5,223 千円の増である。

利用者の町内外見学の計画実施や高介護度利用者の受け入れ実施などサービスの充実に努めている。

短期入所生活介護事業

短期入所生活介護事業は定員 30 人で利用実績は、利用延べ人員で 9,298 人、収入 103,022 千円となり前期比で 3,714 人、47,005 千円の増である。

看護職員の配置増や県立病院との連携による利用者に対する安全・安心のた

めの改善等を行ない大幅に収益が伸びている。

高齢者生活福祉センター管理運営事業

町からの委託事業により実施しており、利用実績は、利用延べ人員で 2,319 人、収入 8,408 千円となり前期比で 701 人減であるが、収入では 90 千円の増となっている。

指定居宅介護支援事業所設置

平成 15 年 6 月 1 日に開設し、居宅介護支援専門員 1 名、事務補助員 1 名の体制で実施している。

5 当該規制の特例措置の内容

当町では高齢化社会における様々な課題を解決し、低コストで高品質の介護サービスを提供していくためには、柔軟な経営感覚を取り入れた第三セクター（株式会社）を設立していくことが、これからの福祉施策の展開には重要であるとの認識のもとに、平成 12 年 3 月に町が全体の 56%を出資し、株式会社結愛サービス公社を設立した。

株式会社結愛サービス公社の経営状況は、平成 15 年 6 月末の経営実績で売上高 187,558 千円、営業利益は 12,797 千円、当期利益は 8,615 千円、株式配当は 5%であり、経営状況は良好である。

特別養護老人ホームの平成 19 年度目標年度までの計画は、当町を含む二戸地区広域市町村圏域の計画（岩手県保健福祉計画・岩手県介護保険事業支援計画）に位置づけられている入所定員目標数は 436 人で 60 人不足しており、特別養護老人ホームの整備量が必要入所定員総数に達していない老人保健福祉圏域である。

特別養護老人ホームは、社会福祉法人にしか管理委託が認められていないものであるが、特区認定後、町の全面的なバックアップのもとに経営状況が良好であり民間の経営感覚を取り入れた第三セクター（株式会社）に管理委託しようとするものである。

特例措置により基準に適合すると認められる法人については町としては、次のとおり考えている。

条 件 等	町 の 考 え 方
特別養護老人ホームを管理するために必要な経済的基礎があること。	町が 56%出資している第三セクターの法人であり、町の委託事業を誠実にを行い、また、会社独自の事業も創意工夫により町民のニーズに合った適切なサービスに努めている。平成 15 年期末決算においては、利用者数が大幅に増えており、営業利益も増加している。町が全面的にバックアップすることと併せて、福祉事業においては、国内でも優良企業で

	ある株式会社日本アビリティーズ社から出資してもらい、経営のノウハウ等指導を受け、経営の安定化に努めている。
特別養護老人ホームの管理者が社会的信望を有すること。	法人の代表取締役会長は町長、代表取締役社長は町助役が就任しており、役員についても町内の公共団体や町内外で信望のあるメンバーが就任している。会社では町内のボランティア団体（婦人団体等）の協力を得て各種事業を実施するなど町民の支援・信望を得ている。
実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること。	町の助役でもある法人の取締役社長は、30 数年間病院経営の経理に精通しており、無報酬で法人の経営の安定に努めている。幹部職員については、町社会福祉協議会のホームヘルパーとしての経験が長く、現在介護福祉士としての資格を有するとともに、介護に関する専門的知識を習得し、熱意をもって部下職員の指導にもあたっている。また、県立病院の看護師長を経験した看護師 2 名を雇用し、介護サービスに努めている。
特別養護老人ホームの経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。	経理事務については、コンピュータ化により別会計で処理することとしており、社会福祉法人と同様、透明性を確保しての経理ができる。
脱税その他不正の目的で特別養護老人ホームを管理しようとするものでないこと。	町が主体となって設立した法人であり、町の監査委員及び町職員が指導しており、情報開示等をし、不正、不適切な経理は一切ない。住民本位の介護サービスを主眼に経営しており、役職員は熱意をもって取り組んでいる。